

防研発総第191号
19. 6. 6
一部改正 防研総第633号
22. 7. 5
一部改正 防研総第825号
23. 9. 1
一部改正 防研総第1312号
26. 12. 10
一部改正 防研総第1162号
令和2年12月21日

統括研究官
企画室長
総務課長 殿
各部長
図書館長

防衛研究所長

情報流出等防止に係る関係職員の保全意識の高揚及び検査態勢等の強化
について（通達）

標記について、秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第4607
号。19. 4. 27）に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙様式第1及び別紙様式第2

情報流出等防止に係る関係職員の保全意識の高揚及び検査態勢等の強化について

1 趣旨

秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）（以下「訓令通達」という。）第1編第2章第14及び特別検査の実施について（防防調第4998号。22.4.16）（以下「実施通達」という。）第3の第1項及び第2項の実施に必要な事項を定めるものである。

2 誓約書の提出

- (1) 管理者及びその職務上の上級者は、訓令通達第14の規定により誓約書を防衛研究所長に提出するものとする。
- (2) 秘密保全に関する達（平成19年防衛研究所達第3号）（以下「秘密達」という。）第3条に規定する取扱者及び秘密達第4条に規定する保全責任者（臨時に代行する者及び保全責任者の補助者を含む。）は、訓令通達第14の規定により、誓約書を所属する部等の管理者に提出するものとする。

3 所持品検査

- (1) 防衛研究所において、実施通達第3の第1項に規定する秘密を取り扱う執務室等とは、秘密の保管庫が設置している室（間仕切り等で遮蔽されている状態を含む。）を対象とする。
- (2) 各部等の管理者は、可搬記憶媒体等の不正な持ち込み及び持ち出しを確認するための検査（登退庁時）を毎月1回以上、また、執務室等において勤務中に毎月1回以上、抜き打ちにより実施する。
- (3) 検査実施者は、抜き打ちの所持品検査結果について、所持品検査記録（別紙様式第1）に記入するものとする。

4 パソコン内のデータ検査

各部等の管理者は、保有するパソコン（ネットワークに接続されていないものを含む。）のハードディスク内（外付けされたものを含む。）に秘密の情報及び未許可のデータが保存されていないことを確認するための検査を毎月1回以上、抜き打ちにより実施し、当該検査の結果をパソコン内のデータ検査実施報告（別紙様式第2）に記入するものとする。

年 月 日

所持品検査記録

年度 月

部等名：_____

No.	実施日	対象者	検査実施者	結果
1	. . ()			
2	. . ()			
3	. . ()			
4	. . ()			
5	. . ()			
6	. . ()			
7	. . ()			
8	. . ()			
9	. . ()			
10	. . ()			

管理者 官職 氏名 (自署)

(注)

- 1 実施日とは、実施年月日及び登退庁時又は課業中の別を記入する。
例：令和2年10月10日（登退庁時）
- 2 検査実施者とは、管理者が指名した者をいう。
- 3 結果欄には、「異状なし」、「不正持ち出しを確認」その他参考事項があれば記入する。
- 4 検査実施者欄は検査実施者の署名（自署）を記入する。

年 月 日

パソコン内のデータ検査実施報告

年度 月

部等名：_____

検査実施日	年 月 日	検査実施者	
No.	端 末 名	使 用 者	適正・不適
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

管理者 官職 氏名 (自署)

(注)

- 1 検査実施者とは、管理者が指名した者をいう。
- 2 検査実施者欄は検査実施者の署名（自署）を記入する。